

# 令和6年度 第1回世田谷区新BOP運営委員会

日時：令和6年7月25日（木）午後6時30分から

## 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶 教育委員会事務局 学校教育部部长 秋山 武徳
- 3 委員紹介（委嘱状交付）  
令和6年度世田谷区新BOP運営委員会委員名簿 資料1
- 4 委員長選出
- 5 副委員長指名
- 6 報告
  - (1) 令和6年度新BOP事業について
    - ①令和6年度新BOP事業予算概要 資料2
    - ②新BOP登録児童数について 資料3、資料4
  - (2) 新BOP職員研修一覧について 資料5
  - (3) 新BOP学童クラブにおける長期休暇期間中のデリバリー弁当の実施状況について 資料6
  - (4) 新BOPにおけるWi-Fi整備について 資料7
  - (5) 区の補助事業による民設民営放課後児童クラブの整備状況について 資料8
- 7 意見交換
- 8 その他
- 9 挨 拶 子ども・若者部長 松本 幸夫
- 10 閉 会

<配布資料>

- 資料1 令和6年度世田谷区新BOP運営委員会委員名簿
  - 資料2 令和6年度新BOP事業予算概要
  - 資料3 児童数の推移
  - 資料4 令和6年度新BOP登録児童数（5月1日時点）
  - 資料5 令和6年度新BOP職員研修一覧
  - 資料6 新BOP学童クラブにおける長期休暇期間中のデリバリー弁当の実施状況について
  - 資料7 新BOPにおけるフリーWi-Fi整備について
  - 資料8 区の補助事業による民設民営放課後児童クラブの整備の進捗状況について
- 
- 参考資料1 世田谷区新BOP運営委員会設置要綱
  - 参考資料2 世田谷区「新BOP」事業について

## 令和6年度 世田谷区新BOP運営委員会 委員名簿

委員	所属	氏名
学識経験者	早稲田大学非常勤講師	高井 正
小学校校長会	世田谷区立太子堂小学校 校長	廣瀬 維謙
世田谷区立小学校PTA連合協議会	世田谷区立小学校PTA連合協議会 副会長	佐野 岳
世田谷区商店街連合会	世田谷区商店街連合会 女性部長	石井 俊子
世田谷区町会総連合会	世田谷区町会総連合会 会計	大塚 邦雄
オール世田谷おやじの会	オール世田谷おやじの会 会長	村内 敦
世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会	世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会 会長	伊藤 雅代
世田谷区民生委員主任児童委員	世田谷区民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会 副部会長	久島 幸子
青少年委員会	世田谷区青少年委員会 副会長	武田 泰子
青少年地区委員会	青少年上馬地区委員会 会長	荻野 一男
区内警察署	世田谷警察署 生活安全課 少年第一係 係長	中村 辰生
要配慮児童関係団体	世田谷区手をつなぐ親の会 教育部長	竹内 博之
世田谷区子ども・若者部	子ども・若者部長	松本 幸夫
世田谷区教育委員会事務局	学校教育部長	秋山 武徳
オブザーバー	船橋小新BOP	岩淵 美智子

## 令和 6 年度新 B O P 事業予算概要

令和 6 年度新 B O P 事業予算状況は以下のとおりです。

## 1 歳出

内容	予算額 (千円)
人件費 (報酬、社会保険料)	2,026,133
報償費、旅費	497,415
需用費 (光熱水費、消耗品費、修繕費)	55,061
役務費 (電信料、保険料等)	15,463
委託料 (事業委託料、保守管理料)	27,323
使用料及賃借料 (使用料、システム機器賃借料)	7,697
備品購入費	2,994
学童クラブ運営費 (間食、消耗品、郵便料など)	1,012,996
合計	3,645,082

## 2 歳入

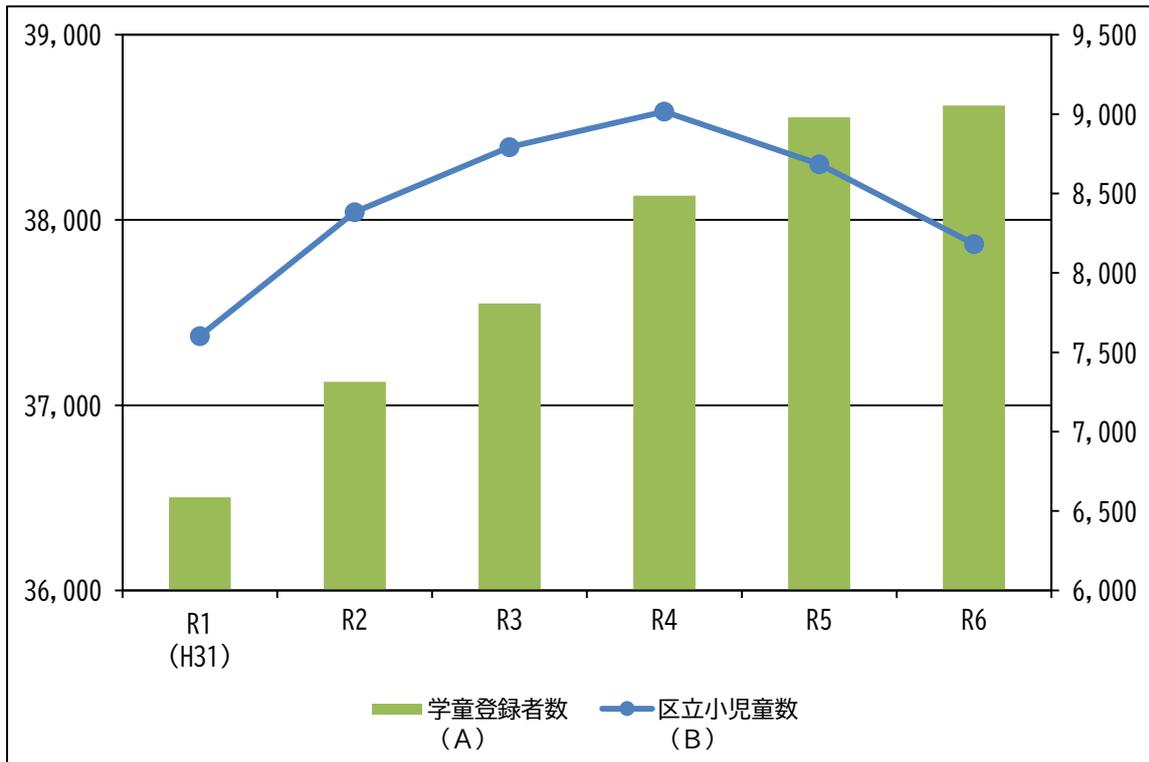
内容	予算額 (千円)	
学童 教育施設使用料 (学童クラブ利用料 見込み)	500,723	
BOP 放課後子どもプラン (B O P 事業) < 都補助金 > (PP人件費)	122,521	
	放課後子どもプラン (B O P 事業) < 都補助金 > (事務局長・指導員人件費)	109,565
学童 地域子ども・子育て支援事業 (放課後健全育成事業) < 国庫補助金 > (指導員人件費)	212,433	
	地域子ども・子育て支援事業 (放課後健全育成事業) < 都補助金 > (指導員人件費)	212,433
民設 民営 学童	地域子ども・子育て支援事業 (放課後健全育成事業) < 国庫補助金 >	95,141
	地域子ども・子育て支援事業 (放課後健全育成事業) < 都補助金 >	111,941
	東京都子供・子育て支援交付金 学童クラブ事業 < 都補助金 >	4,000
	都型学童クラブ事業 < 都補助金 >	18,684
	子供家庭支援区市町村包括補助事業 学校110番設置 (学童クラブ) < 都補助金 >	1,200
巡回 支援 保育対策総合支援事業費補助金 若手保育士や保育事業者等へ < 国庫補助金 >	444	
合計	1,389,085	

## 児童数の推移

	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6
学童登録者数 (A)	6,587	7,313	7,808	8,487	8,979	9,053
学童登録数 (前年度比)	413	726	495	679	492	74
区立小児童数 (B)	37,374	38,043	38,394	38,585	38,302	37,870
区立小児童数 (前年度比)	757	669	351	191	-283	-432
登録割合 (A/B)	17.6%	19.2%	20.3%	22.0%	23.4%	23.9%

区立小学校児童数

学童登録者数



「区立小児童数」は5月1日の区立小学校1～6年生の合計数

「学童登録者数」は5月1日の学童クラブ入会児童の合計数

## 令和6年度 新BOP登録児童数（5月1日現在）

学校番号	新BOP名	学童	BOP
1	若林	151	455
2	三宿	81	156
4	太子堂	120	322
5	桜	165	440
6	桜丘	239	725
7	代沢	146	445
9	多聞	187	453
10	世田谷	100	446
11	松沢	230	485
12	駒沢	131	349
13	旭	163	397
14	中里	71	221
15	松原	171	519
17	上北沢	132	421
18	駒繫	119	377
19	池之上	86	253
20	経堂	209	477
21	弦巻	207	444
22	山崎	111	237
23	中丸	133	476
24	代田	70	246
25	三軒茶屋	108	294
26	赤堤	106	385
27	松丘	227	508
28	池尻	76	293
29	笹原	122	276
31	城山	127	306
32	深沢	166	505
33	玉川	141	536
34	京西	139	501
35	二子玉川	143	549

学校番号	新BOP名	学童	BOP
36	八幡	73	258
37	奥沢	113	312
38	尾山台	157	186
39	東深沢	224	547
40	東玉川	95	359
41	桜町	234	627
42	九品仏	71	305
43	瀬田	136	599
44	等々力	141	535
45	用賀	140	429
46	中町	105	340
47	玉堤	150	368
48	烏山	150	430
49	塚戸	229	683
50	祖師谷	166	502
51	砧	158	355
52	明正	173	610
53	烏山北	152	514
54	八幡山	139	142
55	芦花	216	657
56	船橋	166	507
57	砧南	255	667
58	給田	194	523
59	山野	215	814
60	千歳	156	653
61	喜多見	85	565
62	武蔵丘	102	479
63	希望丘	132	395
64	千歳台	158	382
65	下北沢	191	525
合計		9,053	26,765
総合計 (学童+BOP)		35,818	

## 【学童クラブ学年別内訳】

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
3,252	3,064	2,612	59	41	25	9,053

令和6年度 新BOP職員 研修一覧(予定)

【集合研修】

大分類	中分類	研修名	目的	内容	実施時期	受講対象									
						新BOP指導員					児童指導員	事務局長			
						1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目			
職員の育成 ・区職員として ・放課後児童 支援員として	新BOP事務局長 年次研修	新任研修	○職務上必要な基礎的知識等を学ぶ	・施策における新BOP事業の取り組み ・新BOP運営に関すること	9月										初年度 必修
	新BOP事務局長コンプライアンス研修		○組織管理の視点からのコンプライアンスについて学ぶ	・事業運用・職場におけるコンプライアンスを学ぶ	年1回										
	新BOP指導員 年次研修	一般非常勤職員「基礎研修」 (研修担当課)	○世田谷区職員としての自覚を高め、区政の概要・課題や職務上必要な基礎的知識・態度を習得する	・地方自治と世田谷区 ・区政概要 ・非常勤職員の義務と責任 ・公務員倫理 ・人権	6月～令和 7年2月	必修									
		新BOP指導員実務研修 (接遇向上)	○接遇の基本を再確認させるとともに、職場の実態に合わせて具体的に事例を研究することにより、職場全体で接遇を向上させる。 ○研修実施後に、児童指導職員が職場内で職場内研修を実施し職場内での確実な浸透を図る	・職場の実態に合わせて具体的事例を研究することにより自らの接遇を振り返る。	10月28日		推薦								
安全・安心への 対応	安全管理研修		○新BOPにおける児童の安全管理を行うため様々な視点から学ぶ	・新BOPにおける児童の安全管理を行うため様々な視点から学ぶ ・児童理解・保護者対応の基礎知識を学ぶ	未定									必修	
	上級救急救命講習		○緊急時における救命技術を習得する	・AEDの使用等	10月～ R6.1月	推薦						推薦			
	虐待防止基礎研修		○虐待防止についての基本的知識および対応を学ぶ ○世田谷区における虐待防止の仕組みを学ぶ	・虐待防止の基礎理解 ・世田谷区における虐待防止の仕組み	10月4日	推薦						必修 (新任・ 横転者の のみ)			
	アレルギー児童対応研修		○食物アレルギーの概要、基本的対応について学ぶ ○アナフィラキシー時の対応としてエビソンの取り扱いについて学ぶ	・アレルギー対応の基礎 ・エビソン実習	オンライン 研修	必修								必修 (新任・ 横転者の のみ)	
子どもの理解・ 育成支援	子どもの理解・ 育成支援	子どもの理解・育成支援(基礎)	○学童期の児童を知る(心理、遊び等の発達) ○新BOPにおける児童への関わり方、見方等を学ぶ ○新BOP指導員の役割を理解する ○新制度導入にあたっての仕組みを学ぶ ○保護者対応の基本を学ぶ ○新BOPにおける配慮を要する児童支援の仕組みを学ぶ	○学童期の児童を知る(心理、遊び等の発達) ○新BOPにおける児童への関わり方、見方等を学ぶ ○新BOP指導員の役割を理解する ○新制度導入にあたっての仕組みを学ぶ ○保護者対応の基本を学ぶ ○新BOPにおける配慮を要する児童支援の仕組みを学ぶ	未定	推薦									
		子どもの理解・育成支援(中級)	○新BOPにおける自立支援の考え方を学ぶ ○子どもの生活面における対応を学ぶ ○学年毎の発達課題を理解する ○保護者対応のサポートのために必要な技能を学ぶ ○遊びの質の向上を図る	・新BOPにおける。学年に応じた生活支援、自立支援 ・保護者対応の留意点 ・遊びの質をあげるため配慮点、手法等	9月19日	推薦						必修/推 薦			
	新BOP指導員研修(研修委員会)		○新BOPで必要な児童対応や活動のスキルを学び支援力向上を図る	・接遇(保護者対応、児童対応等) ・遊びを通じた、学年を超えた児童集団への対応 ・活動を通じた、児童の仲間作りへの支援	年間	推薦						推薦			
	配慮を要する児童 の支援	基礎研修	○配慮を要する児童を理解し、対応を学ぶ ○世田谷区における障害児支援機関について学ぶ	・要配慮児童対応の基礎理解 ・各障害(知的、身体、発達等)の基礎的な理解と対応 ・新BOPで直面している課題の検討	9月4日 10月7日	必修							必修 (新任・ 横転者の のみ)		
		実践研修	○事例検討の手法を学び、配慮を要する児童対応の幅を広げる	・実際に現場で対応している事例の検討 ・事例検討実習	10月10日	推薦									
		専門研修(発達)	○発達障害について、基礎的な対応を再確認する	・療育機関から見える課題を通して かかわりの難しい児童への対応を学ぶ。	9月4日	推薦									
		専門研修(身体)	○身体介助について、基礎的な対応を学ぶ	・身体介助の基本的な内容の講義と実習	11月7日	推薦									

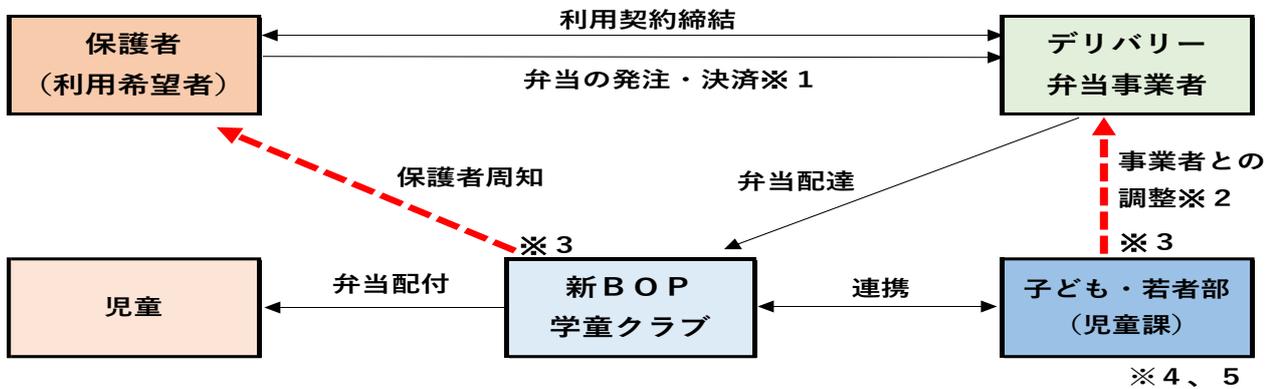
【職場単位等の研修】

職場内研修 ※各館、新BOPの 状況に合わせて実 施する	基本研修	○新BOP指導員としての義務と責任(個人情報保護、公務員倫理等)について学ぶ	・個人情報保護、公務員倫理等	年1回 程度	必修					必修	
	看護師巡回訪問	○看護師の巡回により、間食対応や疾病対応について、各新BOPの状況に応じた対応を学ぶ	・間食対応 ・てんかん等疾病対応	年間	必修 (該当児童在籍の場合)						
	交流研修	○配属先とは別の新BOPでの業務を通し、児童対応、イベント運営等を学ぶ		年間	推薦					推薦	推薦
	その他	○各館、各新BOPにて必要な知識、技能等を学ぶ			推薦					推薦	推薦

※放課後児童支援員の研修については詳細が決まり次第通知します。  
 ※新BOP指導員採用前説明会(採用前に実施)では、非常勤職員の手引き(法的位置づけ、服務等)/公務員倫理/個人情報保護/仕事の理解と職員の役割/児童の育成支援/保護者との連携、協力/学校、地域との連携等、について説明します。

## 令和6年度 区選定事業者による弁当デリバリーの利用にかかる夏休みの実施について

## 1. デリバリー弁当の基本的な流れ



- ※1 デリバリー弁当の利用を希望する保護者が、WEBで弁当の発注、クレジット決済を行う（1食 税込み590円）
- ※2 令和5年度の冬休みから、区が事業者との調整を行う形に変更（同夏休みまでは、新BOPごとに保護者の代表が調整）
- ※3 令和5年度冬休みからの流れを  で表示
- ※4 利用可能日は、長期休暇期間中の月曜日から金曜日まで
- ※5 上記の流れは標準的なもので、新BOPによって運用が異なる場合がある。

## 2. 区選定事業者

選定事業者	株式会社RETRY （東京都中央区日本橋小網町19-8 IW日本橋ビル5階） ※当該事業者は「シャシヨクラブ」という名称で、企業や学童クラブ等を対象とした配食事業を実施している。
-------	---

※基本的な連絡調整や一括の利用申請は児童課⇔事業者で行いますが、万が一弁当配達に係る緊急的なトラブルがあった際などは、新BOPから直接事業者へご連絡をお願いします。

※納品時間は9:00～12:00

※二子玉川小新BOPのみ9:00～12:15となります。

## 3. 夏休み実施新BOP(区選定事業者「シャシヨクラブ」以外も含む)

シャシヨクラブ(29か所)	若林、三宿、太子堂、桜、代沢、多聞、駒沢、旭、中里、上北沢、池之上、弦巻、中丸、三軒茶屋、松丘、池尻、玉川、二子玉川、八幡、尾山台、九品仏、用賀、塚戸、祖師谷、砧、芦花、砧南、武蔵丘、千歳台
石川弁当(3か所)	代田、烏山、下北沢

4. 令和6年度夏休みの実施日 7月22日(月)～8月30日(金) ※土日祝除く

令和6年7月25日

## 新BOPへのWi-Fiの整備について

全ての新BOPにおいて、児童が、放課後や夏休み等も学習用タブレットを使用できるよう、令和6年度から、Wi-Fi ルーターを配置した。

## 1 目的

世田谷区における「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」（令和5年9月8日施行）に基づき、各新BOP室にWi-Fi ルーターを配置した。

<参考> 「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」 から抜粋

## ②教育学習・生涯学習

小中学生などの子どもへの、GIGA スクール構想による一人1台のタブレット型端末の配備・活用による学習環境の急速な変化を踏まえ、放課後の時間も含め、STEAM学習や探究型の学びなど、タブレットを活用した多様な新たな学び・活動が行えるよう環境を整備する。また、子どもから大人までのデジタルを活用した探究学習などの環境を整え、生涯学習の促進を図る。

【該当施設：区立小中学校、児童館、新BOP・学童クラブ、図書館、教育総合センター】

## 2 設置時期

令和6年7月

## 3 その他

地震等により災害が発生し、学校施設を指定避難所として開設する際は、新BOPへ設置したWi-Fi ルーターを昇降口近辺に配置し、避難者用のWi-Fi 設備として利用します。

## 区の補助事業による民設民営放課後児童クラブの整備状況について

## 1. 開所状況について

令和6年4月より区内5か所で民設民営放課後児童クラブが開所し、登録児童数は開所時点で5施設135人となり、7月1日時点では141人に登録児童数が増えた。

運営状況については、開所から4か月近く経過したが、これまで重大事故の報告や利用者から区への苦情等もなく、円滑に運営がされている状況である。

また、今年度より支援の質向上を目指す取り組みとして、学識経験者やベテランの実務経験者をメンバーとした伴走型巡回支援を、新BOP及び民設民営放課後児童クラブで実施するとともに、職員の研修についても合同で実施するなど、世田谷区全体の放課後児童健全育成事業の質の底上げを図っているところである。

## 【参考：開所施設一覧】

No.	事業者名	所在地	優先受入校	定員・支援数
1	ライクキッズ株式会社	砧2-16-1	山野小学校	80名・2支援
2	ベネッセスタイルケア株式会社	粕谷2-3	芦花小学校	80名・2支援
3	ベネッセスタイルケア株式会社	桜新町2-12-4	松丘小学校 桜町小学校	40名・1支援
4	特定非営利活動法人三楽	経堂2-4-6	経堂小学校	80名・2支援
5	社会福祉法人和光会	深沢5-16-17 (旧区立深沢保育園)	東深沢小学校	80名・2支援

## 2. 今年度の整備状況について

## (1) 民設民営放課後児童クラブ（提案型）の整備について

民間事業者がテナント等を確保し、区の補助事業により整備・運営する提案型の事業者公募については、現在、令和7年4月の施設開所に向けた審査を実施しているところである。令和8年度の開所に向けた事業者からの相談も複数受けており、引き続き大規模化等の解消に向けて施設整備を進めていく。

## (2) 民設民営放課後児童クラブ（認可保育所等活用型）の整備について

今年度より認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の実施に向けて公募を開始しており、こちらについても現在審査中である。本事業の概要については以下のとおり。

なお、今年度の整備状況については、第2回新BOP運営委員会で改めて報告する。

(令和5年12月19日 子ども・若者施策推進特別委員会資料より抜粋)

位置づけ：児童福祉法上の放課後児童健全育成事業

実施場所：認可保育所等の余裕スペース（一時保育室、ホール、ランチルーム等を想定）

対象児童：小学校1年生

定員：10人以上

その他：実施日や利用料、学校から施設までの引率方法などについては、民設民営

放課後児童クラブと同様とする。

【期待される効果について】

- 民設民営放課後児童クラブの整備と併せた定員拡充の一手として、新BOP学童クラブの大規模化等の解消を図る。
- 学齢期に移行する転換期において、児童にとって小さい子どもたちと一緒に過ごすことは自己有用感を持てる貴重な居場所となる。また、園児側にとっても年上の児童と過ごすことは様々な刺激を得る機会となり、成長が促されることが期待できる。
- 調理室が共用でき、栄養士や調理員による栄養・アレルギーを考慮した手作りおやつ提供だけでなく、学校休業日は健康的な昼食提供も期待できる。
- 保護者にとっても、不安の多い子どもの環境の転換期に、保育園に預かってもらえることは、働き方を変えずに、安心して預けられ、当該園にきょうだい児がいる場合は、延長利用時のお迎えが1カ所にまとまるなどの負担軽減に繋がる面がある。

3. 今後の需要量見込みについて

民設民営放課後児童クラブの整備を進めるにあたり、令和4年度に今後の学童クラブの需要量と整備の見込みを公表したが、計画当初に比べ登録児童数が大幅に増加していることなどから、(仮称)次期子ども・若者総合計画(第三期)の策定に合わせて、今後の需要量と確保量の見直しを行っていく。

見直しにあたっては、児童の人口推計やこれまでの新BOP学童クラブ登録者の増加率、区内の保育需要の推移等を勘案して、新たな需要量見込みから確保量を算出することを予定している。

【参考：令和4年度に公表している令和10年度までの見込み数】

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
人口推計(6~8歳)(人)	22,561	22,050	21,437	20,544	19,592	18,803
※令和4年7月当時の人口推計	(22,567)	(22,141)	—	—	—	—
a)民設民営も含めた登録児童数(人)	8,456	8,267	8,068	7,790	7,521	7,409
	(8,979)	(9,188)	—	—	—	—
b)民設民営(新規整備)定員数(人)	240	480	720	880	1,040	1,200
	(0)	(360)	—	—	—	—
【参考】民設民営(新規整備)施設累計数(施設)	3	6	9	11	13	15
	(0)	(5)	—	—	—	—
【参考】民設民営(新規整備)年間施設増数(施設)	3	3	3	2	2	2
	(0)	(5)	—	—	—	—
c)学校内での学童クラブで確保する定員数 a)-b) (人)	8,216	7,787	7,348	6,910	6,481	6,209
	(8,979)	(8,828)	—	—	—	—

※ 各表における数値は、上段が令和4年度に示した令和10年度までの見込み数、下段が実績となっている。

※ 人口推計は1月1日時点、登録児童数は5月1日時点の数値としている。

○世田谷区新BOP運営委員会設置要綱

平成19年9月1日施行

注 平成26年3月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成26年3月19日25世教生第1889号

平成29年3月28日28世教生第1549号

令和5年3月30日4世教生第2488号

令和5年5月1日5世教地第350号

世田谷区新BOP運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区子ども・若者部と世田谷区教育委員会事務局における放課後児童健全育成事業（以下「新BOP事業」という。）において、事業の充実を図るために、新BOP運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 放課後の子どもたちの安全で安心な居場所づくりの推進に関する事。
- (2) 学校・地域・関係機関との連携・協力による事業の推進に関する事。
- (3) その他、新BOP事業の充実に関する事。

(委員構成等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者のうちから教育委員会が任命した者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から年度を単位として1年以内とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議事を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は、

説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども・若者部児童課と教育委員会事務局地域学校連携課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日20世教生第1528号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日25世教生第1889号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日28世教生第1549号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日4世教生第2488号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日5世教地第350号）

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表1

委員
学識経験者1名
小学校校長会代表1名
小学校PTA連合協議会代表1名
世田谷商店街連合会代表1名
世田谷区町会総連合会代表1名
オール世田谷おやじの会代表1名
世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会代表1名

民生委員主任児童委員代表 1 名
青少年委員会代表 1 名
青少年地区委員会代表 1 名
区内警察署代表 1 名
要配慮児童関係団体代表 1 名
子ども・若者部長
教育委員会事務局学校教育部長

### 事業概要

新BOPとは、区立小学校施設を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して主体性、社会性、創造性を培い、児童の健全育成を図るBOP事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業

### 事業運営

**運営日**(R6:293日)  
年末年始、日曜・祝日を除く通年

**運営時間**  
BOP：放課後～午後5時  
(夏季：3月～9月)  
放課後～午後4時30分まで  
(冬季：10月～2月)  
学童クラブ：放課後～午後6時15分  
(学校休業日は午前8時15分から)  
時間延長あり 午後7時まで利用可  
(月～金でご利用者がいる日・時間に実施)

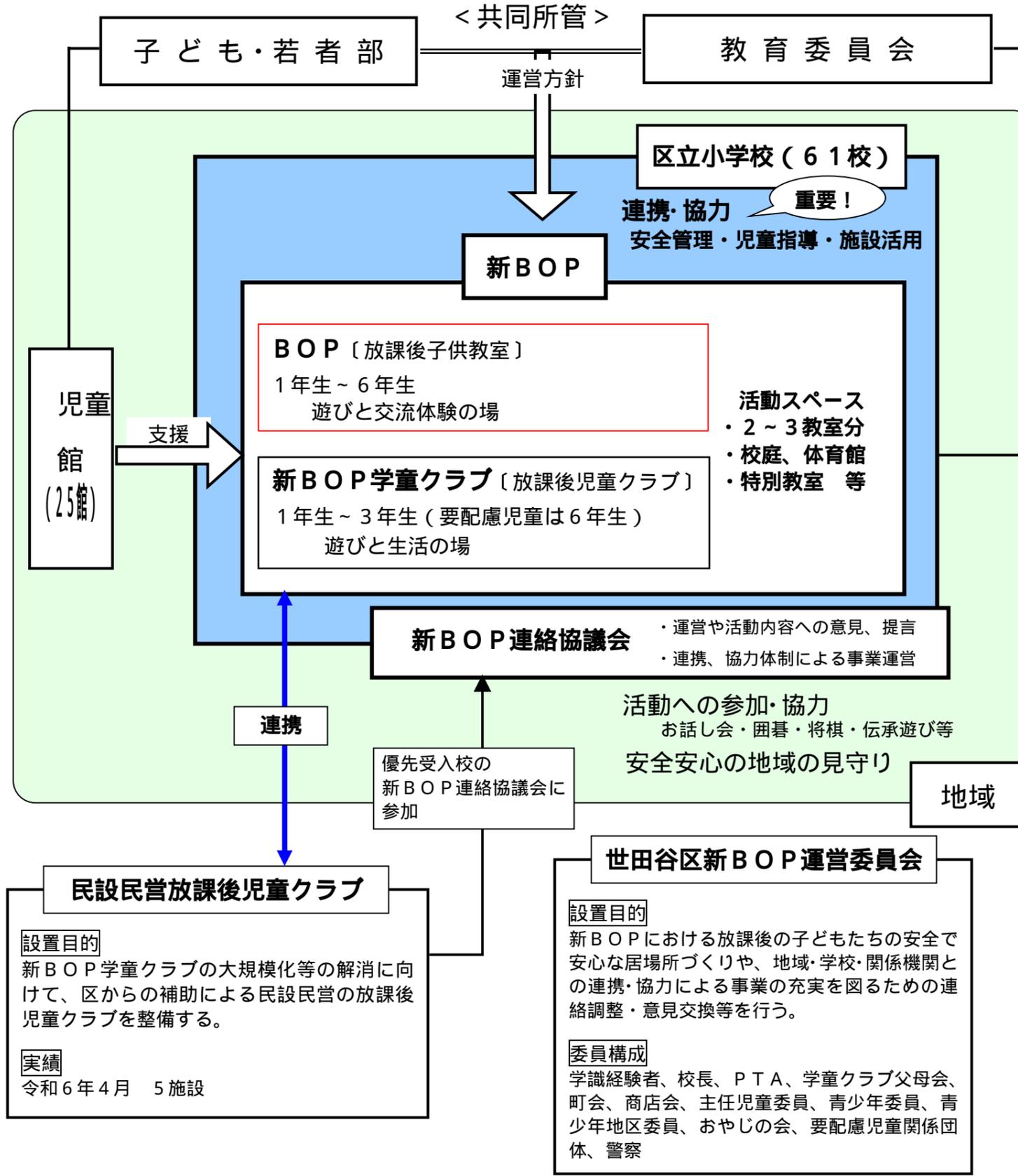
**児童登録数(令和6年度)**  
61校の児童数：37,870人  
(令和6年5月1日現在)  
BOP登録児童数：26,765人  
(令和6年5月1日現在)  
学童クラブ入会数：9,053人  
(令和6年5月1日現在)

**参加児童数実績(令和5年度)**  
新BOP年間延べ参加人数(61校)  
1,547,637人  
【内訳】  
年間運営日数 293日  
(月～金：243日、土：50日)

運営曜日	年間延べ人数	各校1日あたり
月～金曜日	1,522,489人	102人
土曜日	25,148人	8人

**職員体制**  
事務局長(会計年度任用職員)  
児童指導職員(常勤職員)  
新BOP指導員(会計年度任用職員)  
新BOP指導員(派遣職員)  
新BOPプレイングパートナー  
登録児童数に応じた区の職員配置基準により配置。その他、臨時職員を要配慮児童対応等の状況に応じて加配。

# 世田谷区『新BOP』事業について



### 事業の経緯

- H7年**  
BOP事業開始(Base of Playing=遊びの基地)  
○身近な場所に安全な遊び場を提供  
○遊びを通じた社会性、創造性、自主性の育成
- H11年**  
新BOP事業開始(モデル実施4校)  
BOPと学童クラブを統合  
○待機児童の解消、子どもの交流の広がり、安全・安心の確保
- H17年**  
全小学校で実施
- H19年**  
「放課後子どもプラン」として位置づけ  
○世田谷区新BOP運営委員会設置
- H22年**  
要配慮児童の学童クラブ登録学年延長(6年生迄)  
○児童課に看護師を配置、巡回、相談、情報提供等を開始
- H25年7月**  
学童クラブの利用料導入(月額5,000円。間食費を含む。)
- H27年4月**  
子ども・子育て支援新制度施行、世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行  
「放課後子ども総合プラン」実施
- H31年4月**  
新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業(5校)実施(令和3年3月末日モデル事業休止)  
「新・放課後子ども総合プラン」実施
- 令和3年12月**  
「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会」を設置。
- 令和4年11月**  
「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」を策定。
- 令和5年4月**  
新BOP学童クラブの実施時間延長事業開始
- 令和5年8月**  
派遣事業者による指導員の派遣開始
- 令和5年12月**  
区の選定事業者による新BOP学童クラブ長期休暇期間のお弁当デリバリー対応開始
- 令和6年4月**  
民設民営放課後児童クラブ運営開始